

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険税が減免となります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税の**一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

- (1) 収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和2年に比べて**10分の3以上減少**する見込みであること（減免対象となる収入種別：事業（営業等・農業）、不動産、給与、山林）
- (2) 令和2年の所得の合計額が**1000万円以下**であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

- 保険税の減免額**は、**減免対象保険税額 (A×B/C)** に減免割合 (D) をかけた金額です

<u>減免対象の保険税額 (A×B/C)</u>	<u>合計所得金額に応じた減免割合 (D)</u>
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 : 10分の8
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得額	550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※1 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、上記 (D) は令和2年の合計所得金額にかかわらず、「全部」とみなします

※2 令和2年の所得が0円以下の場合には減免額が0円となるため、減免に該当しません

■令和3年度分の国民健康保険税が対象です。

(令和2年2月から令和3年3月分の保険税についても申請できる場合があります)

■申請受付期間：令和3年8月2日（月）から令和4年3月31日（木）

■申請用紙は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/covid-19/1014212/1014297.html>

問い合わせ：日野市 保険年金課 保険税係 電話：042-514-8279（直通）